

八峰町立八峰中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

令和8年4月1日

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』第二条）

〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- (2) 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。
- (3) 生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- (4) いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

3 いじめ防止等に取り組むための校内組織

- (1) 校内に『いじめ防止対策委員会』を設置する。
- (2) 委員会の構成員

・校長・教頭・養護教諭・教務主任・研究主任・生徒指導主事・学年主任・進路指導主事

(3) 委員会の役割、活動

- ・運営委員会と兼ねることで、週に1回情報交換を行う。
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・事案発生時は、メンバーに当該学級担任を加え、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・いじめ防止等に関する研修会を行う。必要に応じて職員会議等を活用する。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 道徳教育の充実

- ・道徳教育推進教師を中心に、全教育活動を通じて道徳教育を推進し、本校の教育目標である豊かな心、重点目標である生命を尊重する心や思いやりの心を育む。
- ・道徳の時間の指導にあたっては、生徒の発達段階や生徒の実態を踏まえ指導方法を工夫し、よりよい生き方を自覚できるような授業の創造に努める。

(2) 授業改善（分かる授業づくり）

- ・「学習スキル」や「学習の手引き」等を活用し、学習規律の確立を図り、「学校は勉強するところである」という意識を高める。
- ・少人数学習やT Tによる学習を行い、個に応じた指導・きめ細かい指導を充実させる。
- ・授業の中で学習課題を意識させる場、自分の意見をもたせる場、自分の考えを表現させる場を設定し、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・電子黒板やデジタル教科書、書画カメラ等ICT機器をより有効に活用する。
- ・「授業で勝負」を合言葉に、積極的に授業研修を行い、教師の力量を高める。

(3) 自己有用感を高めるために

- ・学級活動、生徒会活動、学校行事等において、一人一人に役割と出番を設定し、活躍の場を与えることによって自己有用感を高める。
- ・生徒の主体的な活動を促し、互いに認め合い高め合える学級づくり・学校づくりを進める。
- ・総合的な学習の時間において、様々な体験活動や地域の人々と触れ合う活動を充実させ、自己を見つめ自己の将来やよりよい生き方を考えることができるようにする。

(4) ネットいじめ等を防止するために、情報モラル教育に計画的に取り組む。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 「いじめはどこにでも、だれにでも起こりうるもの」という危機意識を常にもって生徒を見守る。
- (2) どんな些細なことでも気付いたことは速やかに「報告」「連絡」「相談」する。
- (3) 適切なカウンセリングマインドをもって生徒に接し、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努める。
- (4) 生活ノートを有効に活用する。
- (5) 定期的に「生徒を語る会」を設定し、生徒理解を深める。
- (6) 定期的に「生活アンケート」を行い、全生徒を対象とした教育相談を行う。

- (7) P T Aや保護者面談等を通して家庭との連携を深める。
- (8) 地域住民との情報交換ができる場を設定し、地域全体でいじめをなくす意識を高める。

6 いじめの早期解決及び再発防止の取組

- (1) いじめの疑いがある事案が発生した場合は、学級担任を含め緊急の対策委員会を開き、保護者と連携しながら組織的に対応する。
- (2) 当事者や周囲の生徒等から聞き取りやアンケート調査等を行い、いじめの実態を明らかにする。
- (3) 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。
- (4) 被害生徒と加害生徒への対応だけでなく、いじめを許さない土壌をつくるために、「傍観者」をなくすための取組を行う。

(5) 重大事態への対処

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生したことを教育委員会等関係機関に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 再発防止への取組

- ・いじめが再度発生しないよう、未然防止及びに早期発見、早期解決のための取組を再確認するとともに、いじめられた生徒及び保護者等と定期的な面談や連絡を充実させる。

7 いじめ防止基本方針の取組評価

- (1) 学校評価の機会を使って、アンケート等を実施し、取組が適切であったか検証する。
- (2) 評価の観点は、次の4点とする。
 - ・未然防止のための取組に関すること。
 - ・早期発見のための取組に関すること。
 - ・早期解決のための取組に関すること。
 - ・再発防止のための取組に関すること。
- (3) 学校評価の結果を踏まえ、必要に応じていじめ防止基本方針を見直し、改定していくものとする。